

運動重点



歩行者 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ・横断歩道を渡る、信号機のあるところではその信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。
- ・「生活道路は人が優先」。生活道路における法定速度は 30km/h です。



自動車 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ・歩行者優先を意識し、歩行者や他の車両に対して思いやり・ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。
- ・「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故は年々増加しています。「ながらスマホ」はやめましょう。
- ・妨害運転（あおり運転）などの危険な運転はやめましょう。
- ・全ての座席でシートベルトを着用しましょう。チャイルドシートを使用しましょう。



自転車 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ・自転車や電動キックボード等に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- ・交通ルールを守って安全に運転しましょう。
- ・自転車についても交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。自転車の基本的な事項を定めた「自転車安全利用五則」を確認しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



横断歩行者優先の徹底

- ・横断歩道での歩行者優先は「交通ルール」です。歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、必ず止まりましょう。
- ・「ダイヤモンド」の先には横断歩道があります。歩行者に注意しましょう。



運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- ・運転中にスマートフォンを手に持ち通話したり、画面を注視する「ながら運転」は大変危険です。絶対にやめましょう。

安全速度での走行の励行

- ・スピードの出し過ぎは、重大事故につながります。心と時間にゆとりをもって、安全な速度で運転しましょう。

自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

- ・他の歩行者や車両への迷惑にならない運転を心がけましょう。
- ・用水路等への転落事故に気をつけましょう。
- ・自転車のヘルメット非着用時は、着用時と比べて事故での致死率が高くなります。命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- ・保護者の方は、小学生以下のお子さんが自転車に乗る場合にはヘルメットを着用させましょう。